事 務 連 絡 平成30年12月14日

各都道府県消防防災主管課

御中

東京消防庁・関係指定都市消防本部担当課

消防庁国民保護・防災部 広 域 応 援 室

2人操縦士等の導入に向けた想定スケジュールの記載要領等について

標記の件について、平成30年12月14日付け消防広第323号「2人操縦体制及びCRMの導入について」により通知した、「導入に向けた想定スケジュール」の記載要領等の詳細及び2人操縦体制の導入に当たっての留意点について、下記のとおり連絡します。

記

1 記載要領

- (1) 別紙1の様式に、記載例を参考に記載すること。
- (2) 導入に向けた想定スケジュールについては、消防庁において準備期間等の検討に活用するので、可能な限りスケジュールを明確に記載すること。
- (3) 各担当者欄については、消防庁からの問合せに対応可能な職員を記載すること。
- (4) 運航受託企業との検討状況欄について

ア 現状の欄

操縦士の現状、OJT対象者の現状、操縦士確保の見通しのほか、2人操縦体制に必要な運航要領(操縦に係るワークロードの分担要領やCRMの構築)の整備に必要な期間の見込み等を記載すること。

イ 具体的検討状況の欄

2人操縦体制の導入に係る運航受託企業との調整内容を可能な限り具体的に 記載すること。

(5) 想定スケジュール欄について

ア 運航団体欄

2人操縦体制の導入に向けた運航団体としての意思決定、予算確保、運航受 託企業との契約事務等の想定スケジュールのほか、現行操縦士による2人操縦 体制と応援協定等との組合せ等の2人操縦体制の導入手法及び開始時期、運航 受託企業との調整内容及び時期等を記載すること。

イ 運航受託企業欄

2人操縦体制に向けた操縦士の確保・養成、運航準備等(操縦手順の作成、C RM訓練の実施等)を記載すること。

(7) 課題欄について

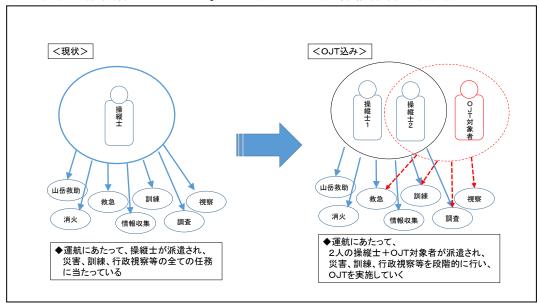
操縦士の退職やOJT対象者の採用など操縦士確保に関する課題、管内の地理的要因や救助活動要領に関する課題、運航受託企業との委託契約内容に関する課題等、2人操縦体制及びCRMの導入に関する課題を記載すること。

(8) 自主運航の1人操縦体制の運航団体については、操縦士の現状、OJT対象者の現状、操縦士確保の見通し等、(4)ア及び(5)アの記載内容についても、別紙の様式の運航受託企業の欄に記載すること。

2 2人操縦体制の導入に当たっての留意点

- (1) OJTを活用した2人操縦体制の考え方
 - ア OJTを活用した2人操縦体制の導入については、「消防防災へリコプターの 操縦士の養成確保のあり方に関する検討会」及び「消防防災へリコプターの安 全性向上・充実強化に関する検討会」の報告書提言事項であり、運航の安全を確 保するとともに、操縦士の大量退職期を迎え、操縦士の養成・確保に取り組む上 で必要不可欠な方策である。
 - イ OJTを活用した2人操縦体制とは、OJT対象者が各運航団体の訓練プログラムに基づき、その技量レベルに応じて、各種訓練や災害現場において運航団体の機体の操縦を担当することにより、消防防災へリコプターの操縦に必要な知識及び操縦技術の習得を図るものである。
 - ウ OJT対象者は、消防防災へリコプターの操縦を行うための教育訓練が必要な操縦士(機長飛行時間1,000時間未満の操縦士等)で、自主運航団体においては、自主養成又は一般募集において採用した操縦士、委託運航団体においては、運航委託契約に基づき各運航日に派遣される2名の操縦士のうち1名とする。(委託運航団体におけるOJTを活用した2人操縦体制の取組例については、図を参照)
 - エ 委託運航におけるOJT対象者は、その技量レベルに応じて、運航受託企業の他の業務(物資搬送業務等)を経験することにより、操縦技術の向上を図ることも考慮する必要がある。

図 委託運航団体におけるOJTを活用した2人操縦体制の取組例



(2) OJT実施上の留意点

- ア 平成 30 年 1 月 9 日付け消防広第 6 号「「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラムに関する検討委員会」の検討結果について」に示されている、乗務要件(機長飛行時間 1,000 時間)を満たさない操縦士を対象者とする場合は、各運航団体のOJT訓練プログラムを策定し、これに基づく養成訓練を実施する必要がある。
- イ OJT訓練プログラムの策定に際しては、上記通知に示されている、「消防・ 防災へリ操縦士の訓練プログラム」を活用するとともに、運航受託企業の操縦 士養成プログラムの活用を図ること。
- ウ O J T対象者は、当該機種の型式限定変更を終了している操縦士とする。
- エ OJT対象者の型式限定資格取得のため、運航団体の機体を使用した操縦訓練を実施することも、実情に応じて検討する必要がある。
- (3) 運航委託契約における〇JTの取扱い
 - ア OJTを活用した2人操縦体制を導入する場合、OJT対象者の人件費及び 訓練経費等については、他の操縦士と同様に、適切に委託契約に計上すること。
 - イ 今後のOJT対象者を含む操縦士の型式限定資格取得に伴う経費については、 平成29年度より地方財政措置を講じているところであり、適切に委託契約に計 上すること。
- (4) その他
 - 2人操縦体制の導入に向けて、以下の手法等も考えられる。
 - ア 現行操縦士による 2 人操縦体制と応援協定等の組合せ 既に配置されている操縦士による 2 人操縦体制を導入する。(例:現行の1人

操縦体制で配置されている2名の操縦士により実施し、週4日から5日の2人 操縦体制による運航可能日を確保する。)

この場合、一定の運航不能日が発生することとなるが、近隣の道県及び消防本部の運航団体と運航不能日の調整を行うとともに、応援協定による補完体制を構築する必要がある。

また、都道府県警察、自衛隊及び海上保安庁が運航するヘリコプターとの連携についても検討する必要がある。

イ 操縦士の流動性の確保

耐空検査、点検期間中等において、操縦士の他運航団体での乗務(運航受託企業が複数の受託を行っている場合)及び他業務への乗務を可能とするなど、柔軟な運用(操縦士の流動性の確保)を認め、操縦士を確保する。

ウ 退職自衛官の活用

運航受託企業に退職自衛官の採用を働きかけるほか、運航団体において、退職自衛官を採用し、型式限定資格を取得したうえで操縦士として乗務させるなど、退職自衛官の活用により操縦士を確保する。

【問合せ先】

消防庁広域応援室航空係 <u>井本</u>・殿谷・横山・佐藤 (電話) 03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537 (E-mail) t.imoto@soumu.go.jp

記入例

2人操縦体制及びCRMの導入に向けた想定スケジュール

作成日	都道府県	運航団体名	主管課担当者	航空隊担当者	運航受託企業名	運航受託企業担当者
平成 年 月 日	OO県	〇〇県消防防災航空隊	役職	役職	〇〇航空株式会社	役職
			氏名	氏名		氏名
			連絡先 tel:	jage tel:		itel: 連絡先 in itel:
			mail:	理和元 mail:		mail:

<操縦士の現状>

- ・回転翼操縦士 総数○○名、消防防災へリ乗務可能操縦士○名(うち当該型式証明取得者○名)、現行の消防防災へリ乗務操縦士○名、当該型式証明取得者○名、OJT対象となる操縦士○名 <派遣操縦士の現状>
- ・A操縦士〇〇歳、B操縦士〇〇歳の2名を派遣操縦士としている。乗務していない操縦士は、運航管理者等として勤務しており、他の業務には従事していない。 受 <操縦士の採用予定>

航受託企業

۲

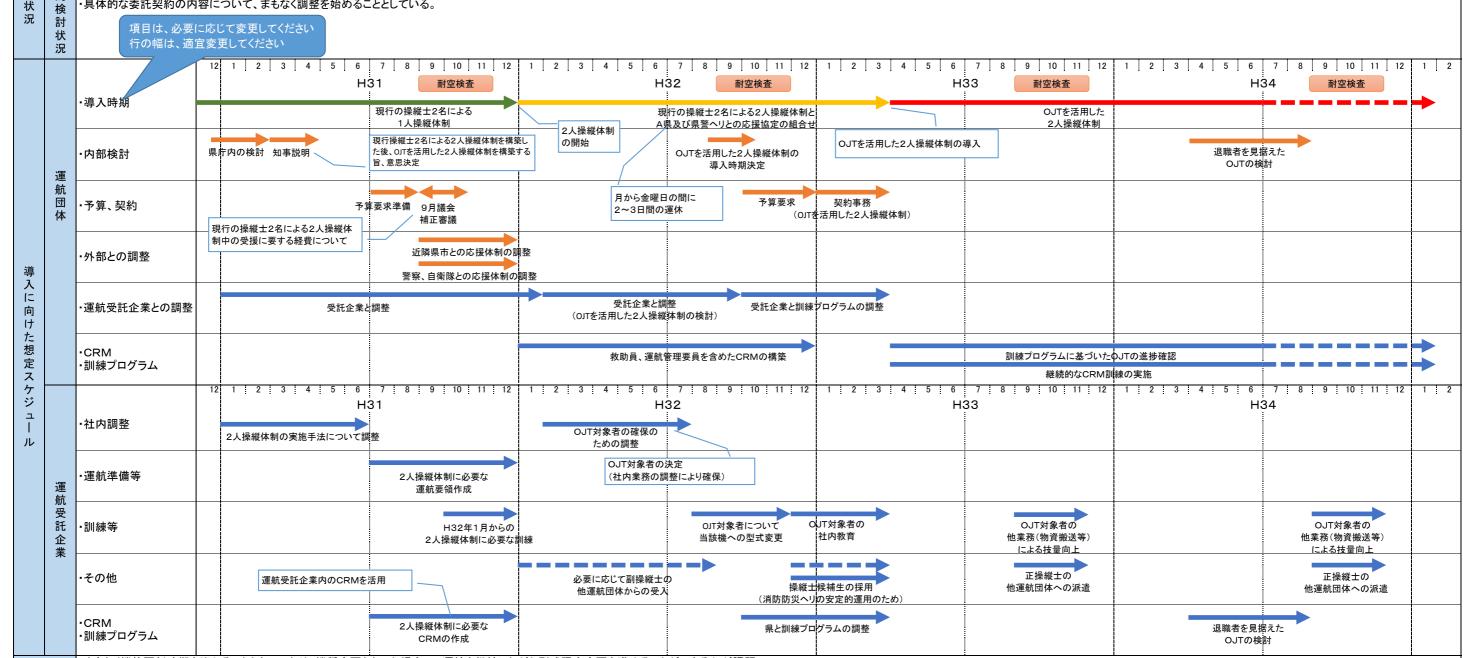
の 検討

状況

題

- ・現在も夜間運航の場合は2人操縦体制で運航することとしており、操縦業務等の分担やCRMについては整備済み。〇〇県航空隊においても、操縦士の確保ができれば2人操縦体制による運航は可能。
 - OJT対象者は在籍するものの、消防防災へリ向けの訓練プログラムを有しないことから、今後、作成する必要があり、半年程度の期間が必要。
 - ・受託企業に操縦士の現状等を確認し、2人操縦体制の実現可能時期について確認中。H32年1月より現有操縦士と隣県へリと警察へリとの応援協定の組合せによる2人操縦体制を開始。
- なお、運航不能日は、隣県防災ヘリ及び県警へリの応援を受ける。 体的 ・H33年4月より企業内業務の調整によりOJT対象者を確保し、2人操縦体制を実施できるもよう。
- ・具体的な委託契約の内容について、まもなく調整を始めることとしている。

項目は、必要に応じて変更してください



- ・まもなく機体更新時期を迎えることとなっており、機種変更となった場合に、運航を継続しながら型式限定変更を進めることができるかが課題。
- ・操縦士の退職時期と重なり、同時に複数の操縦士を確保することが困難。
- ・運航受託企業において運航している型式機体を保有していないことから、型式限定資格取得のための訓練環境が無い。これについては、航空隊の機体を用いて資格取得のための訓練飛行を行うための調整を行う必要がある。
- ・運航受託企業内で行う、型式限定資格取得のための訓練に要する費用について、委託契約に盛り込むための調整を行っているが、その人数、訓練機関等について、今後調整する必要がある。